

[事案 2021-91] 新契約無効請求

・令和4年4月11日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の説明により、保険料の50%を損金に計上できると誤信して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、損金性の高い保険として、本契約の福利厚生プランの提案を受け、保険料の50%を損金計上できることに魅力を感じて加入に至った。
- (2)募集人は、当社が同族企業であるため、損金計上できる福利厚生プランの要件を満たしていないことを理解していなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の保険加入の目的は、事業保障、倉庫の修繕費、退職金の積立てであり、募集人は福利厚生プランとして提案したものではない。
- (2)申立人代表者（以下「代表者」）から、少しでも経費にできるとありがたいとの希望があったが、損金算入について具体的な要望はなかった。また、50%を福利厚生費として損金計上できるから加入すると伝えられたことはない。
- (3)募集人は、申立人の従業員や株式に関する詳細は聞いておらず、申立人の前顧問税理士に相談するよう案内し、代表者から前顧問税理士の確認を取った旨の連絡を受け、申込手続をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。